

日本学術会議・公開シンポジウム 「法獣医学を解く」

法獣医学の必要性

田中垂紀(教授)
日本獣医生命科学大学

2019年の動物の愛護と管理に関する法律の改正により、獣医師には動物虐待に対する通報が義務化された。動物虐待は、凶悪犯罪の前兆とも言われ、また、動物虐待と幼児虐待や家庭内暴力等対人暴力とのリンクについても実証されており、獣医師が動物虐待をいち早く検知し、通報することは、人や地域の安全にも寄与するものである。動物虐待に対しては市民の関心も高く、獣医師に対する社会的ニーズとして、動物虐待に対して役割を果たすことは、獣医師の社会的立場の向上にもつながる。一方で、獣医学教育の中には、まだ動物虐待に関する教育や科目が確立しておらず、獣医科大学においても学生教育を含み、動物虐待については発展途上の分野である。社会からのニーズに応えるためにも、動物虐待に関する知見の集積や法獣医学の発展は喫緊の課題である。

動物虐待とは、動物に不必要な苦痛を与えることであり、その期間に関わらず、不作為および積極的な行為を含む。動物に対しての苦痛には身体的苦痛および精神的苦痛があるが、いずれもが動物の身体に影響を及ぼし、身体所見や行動学的所見として現れる。動物虐待に対する獣医学的とは、動物の状態を的確に評価し、獣医学的に検証した上で、動物に対して「虐待」の可能性の有無を検知することであり、法獣医学の果たす役割は大きい。

動物の状態が望まれるものとして適切であるか、不適切であるか、また、その程度についての評価では、客観的な根拠に基づく手法が必要であり、特に、法獣医学的所見は動物虐待の科学的根拠の裏付けとなる。動物虐待を診断する上で、国際的にも統

一された診断基準があるわけではないことが、動物虐待の評価を難しくしているが、動物虐待の兆候や動物が適正な状態であるかどうかの判断については、法獣医学的な技術による検証が可能である。動物虐待に対する法獣医学的評価とは、動物の状態を評価し、動物虐待の兆候を検知することであり、動物虐待であることを法的に判断することではない。動物の状態を評価する手法は、一般的な臨床検査を含み、必要に応じて、血液検査、尿検査、糞便検査、各種画像診断(レントゲン撮影、CT画像検査、MRI画像検査)、超音波検査、内視鏡検査、毒性検査、藻類検査等を行う。

法獣医学は、犬や猫等の伴侶動物だけでなく、産業動物、実験動物、動物園動物等、動物の愛護と管理に関する法律の定める「哺乳類、鳥類、爬虫類」と対象動物は幅広い。動物福祉に対する社会的関心の高まりから、動物を取り巻く問題は市民からの注目度も高くなってきており、社会問題化している様々な動物に関する課題に対して科学的根拠を提供する法獣医学の必要性は今後も高まると考える。